

平成 24 年第 3 回定例会 商工労働常任委員会

平成 24 年 10 月 11 日

渡辺(ひ)委員

再度、質問をさせていただきたいと思います。

最初の質問は、神奈川県救急財政対策案について、何点か質問をしたいと思っております。

はじめに、この委員会でもある質疑が行われてくるわけですが、私のほうからまず、そもそも論というか、少しその辺の観点から質問したいと思いますけれども、そもそも県として、今までも財政が良かったわけではなくて、その都度厳しい状況が続いていたというふうに認識しておりますが、今までも不断の取組として、財政対策が行われていたという認識を我々はしているわけですが、今までの財政対策のこれまでの取組を、まずどのように評価をしているのか。お聞かせ願いたいと思いますし、また、今回の取組と何が違うのか、御答弁願います。

商工労働局総務課長

これまでに、今、委員から御指摘いただきましたように、毎年の予算査定の中で、施設の在り方ですとか、あるいは補助金の見直し、こういったようなことを取り組んできたというところがございます。当然、毎年度苦しい財政状況の中で、いかにして収支均衡させるのかという意味で、そういう取組をしてきたというようにございまして、それは結果的に予算編成の中で反映をさせていただいているということで、一定の成果を上げさせていただいているのと評価はしてございます。

ただ、今回の取組につきましては、改めてその施設の在り方、あるいは補助金につきまして、ゼロベースで見直しをするというところが、やはり大きなポイントだと思います。

具体的にその手法の違いという部分ですが、今までは庁内での見直しが中心というものでございまして、今回は外部の有識者の方々からの御意見を聞き、それを踏まえて県としても緊急財政対策案をまとめ、検討していくという部分がこれまでとは違う部分と考えております。

渡辺(ひ)委員

当然我々議会も、その辺は厳しく今までもチェックをさせていただいて、質疑をさせていただいたと思うのです。今の御答弁の中で、外部の方の評価ということについても、当然、言葉が事業仕分けなのか何か分かりませんが、今までも、全事業ではないまでも、幾つかの事業を外部の方に評価してもらうという指標は、今までもあったのではないかと思います。

もっと言うと、そういうことを前提にしながら、県庁なのか、各局別なのかは別にしても、皆さん方の意識の中では、客観的な視点と言うか、外部の方々への評価にも耐え得る視点でもって、今までもそういう見直しなり精査なりをしてきたのかと思います。そういう意味では、今までのやり方と今回のやり方がちょっと

違うんだというような御答弁には、ちょっと違和感を個人としては感じるなと思いますし、今までもし

っかりやってもらっていたという認識の下に立てば、そのような感覚を持つところでもあります。

次の質問に入りたいんですが、質疑の中の資料、また説明の中にもありましたけれども、今回の緊急財政対策については、あくまで案ということで、様々な、例えば県有施設や補助金、これについては、こういう分類を行ったんだというような御説明が、今までこの委員会でもあったかと思います。それに基づいて、今後、関係団体等に説明をしていくという御答弁だったと私は認識するわけですが、例えば、頂いた資料の24ページ辺りを見ると、既に関係団体に、9月21日現在で300団体に対して、延べ534回の情報提供等もしているという記載もあるわけですね。であるならば、私は今までのそういう取組が、単に説明だったというところに、ちょっと疑義があると思うんです。また、今後行っていくことについても、どうやって行っていくのかというようなことが、少し疑念があって、当然、説明をするに当たっては、その根拠となるものの説明が、説明者とそれを聞く方の間には必要ではないかなという思いでおります。この委員会でも、幾つかの分類の視点だとか考え方、ざっくりとは説明がありましたけれども、やっぱりその辺をしっかりと説明の中で、今までもしているんだろうなど。今後もしていくんだらうと思います。その上で御答弁を信じるならば、協議を行っていくと思うんです。であれば、私が今質問をしているのは、今回、分類だということで御説明があったので、やむなしと思いますけれども、単純に施設だとか補助金を担当等ではと出して、その中には、どういう視点でここに入っているのか。例えば、どういう考え方でこの施設が今まで成り立ってきたのか。現状はどうか。こういう説明が、我々に頂いた資料の中にはないわけですね。ですから、当然、委員会の中でも、この施設についてはどういう考え方なんだという質疑が行われたわけですが、それはちょっと不親切なやり方ではないかなと私自身は思います。であれば、しっかり対象施設ごとに、分類の視点だとか、考え方、現状、また補助金についても同じです。こういう資料を個別具体に出すべきだと考えますが、この辺はいかがですか。

商工労働局総務課長

現時点では、今、御指摘いただきましたように、多年にわたり運用されているとか、あるいは少額であるとか、あるいは運営費補助といったように、全庁的に一定の視点という部分で、対象となる補助金を分類させていただいて、この視点に基づいて、今後その在り方を見直していくという、見直しの考え方をお示しさせていただきます。

ただ、今お話ございましたように、今後は個々の補助金につきまして、この視点に基づいて、例えば具体的にどういう点に着目して見直しをしていくのか。例えば少額補助金という部分であれば、その補助金が、そのある団体の事業運営にどれぐらいのウエイトを持っているのかとか、あるいは費用対効果という点でど

うなのかといったような、複数の目安に基づいて、もちろん検討していかなければいけないと考えております。今後、関係団体への御説明に向けましては、そういったそれぞれの補助金について、目安をきちんと整理をして、それでお示しをして、御意見を頂きたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

確認ですが、今の御答弁で、今後の説明並びに協議については、そういうことを示しながらやっていくという御答弁がありました。それは我々議会にも同様の資料が来るということでよろしいでしょうか、確認します。

商工労働局総務課長

これは各それぞれの補助金、それぞれの団体ということになるかと思いますが、それぞれの事情もございますので、必ずしもその目安は一律にはならないと考えております。当然、団体との話し合いでは、そういった部分を説明させていただくということになりますので、基本的には公にさせていただくに値するものと考えております。

渡辺(ひ)委員

是非それはお願いしたいと思うんですね。資料はちょっと膨大になるかもしれませんが、それぐらい重たいテーマであると我々は思います。資料が多いからといって、一つの団体、一つの補助金を安易に、要は審査をしないで、議論をしないで前に進めていくというのは、いかななものかなと思いますので、是非よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、今後、協議を行っていく、説明をしていくという話でありましたけれども、今までの委員会の質疑の中では、どちらかという、今まではあくまで説明で、協議はこれからだと。市町村についても、団体についてもという御答弁だというふうに私自身は捉えているんですが、前の御答弁を踏まえると、そういう団体だとか市町村等と協議をやる時に、様々な細かい説明書類を出して、それに基づいて説明をし、協議も行っていくということになると思うんですね。これは必要なことだと思いますけれども、その上で、我々議会では、この説明資料を提示していただくという御答弁を今いただきましたけれども、もう一步プラスとして、団体、市町村とどういう協議を行ったのか。どういう意見があったのか。話が大きくなりますが、例えば知事は緊急財政についても、県民に対して、緊急財政の見える化をしていこうという所信表明もありました。そういうことからすると、協議の内容もやっぱり見える化をして、どんな協議が行われたのか、これを我々議会にも示して、それを基にしながら、質疑をしていくということが重要になってくるかなと思うんですが、この協議の見える化について、どのように考えていらっしゃるか、最後に御答弁いただきたいと思います。

商工労働局総務課長

今後、各団体、あるいは市町村と、それぞれの補助金について、様々な観点から見直しをしていくということになるかということですか。そうした見直しの観点には、各市町村、各団体にとって一番差し迫った問題かもしれませんが、それ

どれ皆さんが抱える特有の御事情ですとか、かなり立ち入った内容についての、突っ込んだ議論をしていかなければいけないと考えてございます。そうしたことが想定されますので、このやりとり、協議の内容について、県が一方的に話合いの内容をオープンにするというのは、ちょっと難しい部分もあると思っております。

ただ、今回の取組は市町村の皆さん、団体の皆さん、企業の皆さん等、非常に関心の高い部分でございます。そういった意味で、節目の時点で、議会はじめ県民の皆さんにもお知らせしていくということは、非常に大切なことだと考えております。今後そうした全庁的なタイミングについて、政策局からの話もあると考えておりますので、そうしたことも踏まえて対応していきたいと考えておりますし、繰り返しで恐縮ですが、それぞれの取組につきましては、各団体の皆さんの御理解を得ながら、具体的な見直しの内容を掲げていきたいと考えておまして、決して一方的に県の考え方を押し付けようというようなことはもちろん考えてございません。そうした意味では、これまで4回の説明で、かなり厳しい御意見を団体の方からも頂いてございますので、そうした声にきちんと向き合って、見直しの内容を今後詰めていきたいと考えてございます。

渡辺(ひ)委員

最後に意見を述べさせてもらって、私の質問を終わりますけれども、要は団体の補助金は、今、御答弁があったとおり、しっかりやってもらいたいと思えますし、あと、資料を見ていると、例えば公園だとか、県がやっていたものを市町村に移管をされるような意向が、今見てとれるようなものもあるわけですね。しかしながら、これはどちらかというところ、変な言い方ですけども、地方財政の厳しさを押し付け合うような観点だと思うわけです。今後はもっと国の取組がしっかりして、様々な交付金だとか臨時財政対策債だとかを発行せずに済むような体制改善がされないと、地方での責任転嫁になってしまい、より悲しいことだと思います。そういう意味で、しっかりと市町村とも協議をしていただきたいと思います。

また、補助金について言うと、費用対効果だけで様々を評価するという点については、やっぱり広域行政を担う県という立場から考えると、私はおかしいと思えます。

また、補助金だけでいうと、補助金を出すことによってやってもらっていた業務を、例えば県が直でやるということになると、もうちょっと県の人件費の高さ等を考えると、そちらの方が逆に高くなるんじゃないか。本質が悪くなるということも多々あるのではないかと思います。

また、県民との協働の条例だとか、そういう流れを今までつくってきた。そういう意味からすると、やっぱり補助金を見直すときには、神奈川県が今まで推し進めてきた協働の精神は、ここ数年の話ですから、この流れを断ち切ってはいけません。そういう意味からすると、そこをしっかりと加味してやっていただきたいと思いますし、いずれにしても、今後の慎重な議論と、十分な説明責任を行って

いただくということを要望させていただいて、私の質問は終わります。

意見発表

渡辺(ひ)委員

公明党でございます。

公明党県議団として諸議案、所管事項について、要望、意見を述べさせていただきます。

はじめに、中小企業経営力強化支援法について申し上げます。

長引くデフレ、円高など、社会経済情勢は依然として厳しい状況であり、県内中小企業が抱える経営課題の課題に向けて、きめ細かく支援していくことが必要である。

そうした中、去る8月30日に中小企業経営力強化支援法が施行され、中小企業の経営力強化と海外進出支援を図ることとされ、サポート融資制度も新設された。また、中小企業金融円滑化法が、今年度末で終了する予定でもあることから、この新支援法を早急に周知徹底すべきである。さらに、海外進出支援については、まず、相談体制の強化が必要であります。

次に、中小企業BCPの作成支援について申し上げます。

県は、BCPの作成を希望する中小企業、中小企業団体を募集し、無料で支援をする事業を始める。これは我が会派が東日本大震災が起こる以前から、BCPの必要性を訴え、昨年6月の本会議でも、私が作成促進を訴えた取組が前進したものであり、中小企業がBCPの作成に取り組むことは、災害等に強い企業として、企業の評価を高めるだけでなく、地域の防災力を高めることにつながる。しかし、東日本大震災を契機に、BCPへ関心が高まってはいるものの、こうした取組はどうしても後回しになりがちである。引き続き県は、その必要性を、今回の無料支援事業も活用し、訴え続け、促進を図るべきである。

また、現在県が検討中の地震災害対策推進条例にも、事業者の責務の支援があり、事業継承が努力義務となっている。この条例の施行も考え合わせた促進が更に必要である。そのためにも、無料支援事業については、来年度以降の継続も検討すべきである。

次に、県版特区について申し上げます。

県は、さがみ縦貫道路の開通を機に、県内産業の活性化を図るため、ロボット特区の申請と併せて、県版特区の創設を検討していくとされている。この取組を有効なものにするためには、統合する沿線他県の取組を含めて検討が必要であり、特にインベスト神奈川の見直しなど、インセンティブの施策が重要である。

また、県版特区では、企業立地促進のため、他県と比べ明らかに本県が厳しくなっている環境アセスの条件見直しが必要である。

最後に、神奈川県緊急財政対策案について申し上げます。

今後の説明、協議を行う際には、分類の視点や考え方等について、資料提出を含め丁寧に対応をするべきであり。県議会に対しても対象施設、補助金ごとに資

料提出をするべきである。また、今後の協議内容や意見も見える化すべきである。そして、協議の後は、費用対効果だけで結論付けるべきでないと考えるが、あえて費用対効果で例えれば、団体補助金を考えるならば、本来県で行う事業を肩がわりして担っている意義もあり、県の合理化を一部支えているとの視点も見逃してはならない。また、県が進めてきた協働の事業、考え方にも相反するものであってはならない。

以上、要望、意見を述べまして、公明党県議団として、補正予算案並びに諸議案について賛成をいたします。

若林委員

本委員会に付託された議案並びに所管事項について意見を述べます。

まず、中小企業資金会計の補正予算、中小企業高度化資金貸付金の返納事案に関連し、債権管理の考え方について確認をさせていただく中で、債権の回収に努めてこられたことは理解をいたしました。回収困難な債権については、回収見込み額と回収コスト等を考慮された対策が必要であると考えます。

償還期間内における内容も、財政リスクたることにはわかりありません。財政状況が厳しく、また、将来的な見通しも踏まえて、様々な決断が求められている時期でもあります。緊急財政対策に取り組むに当たっても、公会計の透明化の必要性が指摘されているところです。個別事業のコストや評価に関する情報が提供されなければ、政策評価、事業評価は難しいと考えます。

また、昨今、地域主権改革や大都市制度の議論も進んでいますが、広域自治体である県と政令市、またそれぞれが財政的に関与する団体も含め、似通った事業を担うことについても、検討課題として指摘をさせていただきました。県有施設の在り方や補助金の見直しに当たっても、改めていわゆる二重行政の弊害とは具体的には何なのかといったことが明らかにされているとすべきですし、その必要があると考えます。

今後も議会、県民に対して、また市町村や関係団体との関係においても、合意のプロセスを大事にし、公開度の高い取組を期待いたします。

次に、職業訓練についてです。

厳しい雇用情勢が続く中、特に経験やスキルが不足している若年者への就職支援策が求められています。この間、若年者の就業的自立の支援プログラムとして実施された企業コラボ型訓練や、委託訓練活用型デュアルシステム訓練などの効果も踏まえ、若年者に対する効果的な訓練に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

職業訓練の質を高め、職業生産に結び付けることと併せて、訓練機関とハローワークやその他就労支援機関、習慣的就労の場との機能的な連携、キャリアコンサルティングの充実なども求められます。現場の課題を抽出、共有、分析し、対策を進め、事業の効果を高めていただきたいと思います。

最後に、本庁組織の再編についてですが、組織の見直しによる業務の効率化などといったメリットは理解をいたしますが、名称変更の必要性、費用対効果につ

いても勘案しつつ、検討を加えていただきたいと思います。

以上、何点か意見を述べさせていただきましたが、付託議案については、改めて賛成することを表明いたします。